

## 国の研究開発評価に関する大綱的指針の フォローアップについて

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 13 年 11 月 28 日内閣総理大臣決定 以下「大綱的指針」という）」では、第 1 章の 5. 「本指針のフォローアップ等」において、「総合科学技術会議は、厳正な評価、評価結果の適切な活用等が十分に行われるよう、評価実施主体の評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。」とされている。

これを受け、総合科学技術会議が評価の実施状況のフォローアップを行うために、次のとおり、「評価における今後の課題と改善方向について」（平成 16 年 5 月 25 日 評価専門調査会）を活用して調査し、その結果を踏まえて評価専門調査会において検討し、フォローアップ(案)をとりまとめることとする。

### 〔フォローアップのための調査〕

#### 1. 調査対象者

- a. 研究開発関係府省
- b. 国費を用いて研究開発を行う研究開発機関等（独立行政法人、大学等）
- c. 国費を用いて研究開発を行う研究者及び管理者  
.....〔評価者を含む〕
- d. 有識者（科学技術関係のジャーナリスト等）  
.....〔評価者を含む〕

#### 2. 調査内容

##### (1) 評価の全般的状況の調査

評価に関する指針・規程等による調査（対象者：a、b）  
大綱的指針に沿って府省等で策定された評価に関する指針・規程等を収集し、府省及び研究開発機関等において、大綱的指針がどのように具体化されているか、どのような評価システムが構築されているか等を調査。

評価の実施状況の調査（対象者：a、b）

府省及び研究開発機関等において、大綱的指針の策定（平成13年）以後、施策、課題、機関、研究者の業績その他の各評価がどのように実施されているか（事前・中間等の別、内部・外部等の別での実施数や、評価の観点、手法、活用状況等）、及び大綱的指針の策定以後、どのような影響が生じたかを調査。

（2）今後の課題と改善方向に関する調査

府省及び研究開発機関等に対する調査（対象者：a、b）

「評価における今後の課題と改善方向について」の各項目その他に関する考え方や対応状況、また、総合科学技術会議や府省・研究開発機関等で行われる評価に関する問題点や今後あるべき姿についての意見等について調査。

研究者等に対する調査（対象者：c、d）

「評価における今後の課題と改善方向について」の各項目その他に関する実態や意見について調査。

3．調査方法

2．調査内容の(1)の 、 及び(2)の については、府省経由で調査を実施し、(2)の については、アンケート調査とインタビュー調査を適宜組合せて実施する。

[スケジュール（予定）]

6月 評価専門調査会：進め方の検討・決定

7月～8月 事務局：民間調査機関等を活用した調査

9月、10月 評価専門調査会：調査結果を踏まえた検討及びフォローアップ(案)のとりまとめ